

第24回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和4年7月25日(月) 13時30分
第24回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和4年7月25日(月) 13時28分

3. 閉 会 令和4年7月25日(月) 13時50分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 4番—星委員 5番—尾崎委員

7. 付議議件
議案第 110 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 111 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 112 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 113 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 114 号 農業委員会法令順守の申し合わせについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局 笠井 孝弘
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 24 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員はおりません。</p> <p>出席委員は 16 名中 16 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第 24 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、4 番一星委員、5 番一尾崎委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 110 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 110 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求めます。</p> <p>区分 1、関係の土地については字美咲 2 筆、字川上 1 筆、字三井 1 筆、地目畑、合計面積は 66,820 m²、申請の理由は貸人が経営規模縮小のため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりです。</p> <p>位置図については同頁記載となっています。現地調査については 7 月 22 日(金)岩井委員、尾崎委員、山口委員で行っています。別紙の農地法第 3 条調査書も併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>区分 1 については島田委員の案件になりますので退席をお願いいたします。</p> <p>(島田委員退席)</p> <p>区分 1 の現地確認委員、岩井委員どうでしたか。</p>
岩井委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>区分 1 を決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>区分 1 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(島田委員着席)</p> <p>日程 3、議案第 111 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 111 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については、字来運 1 筆、地目は記載のとおり、面積は 997 m²、 申請の理由は農業用施設の建設(追認)、転用の概要は記載のとおりとなっております。 区分 2、関係の土地については、字美咲 2 筆、地目は記載のとおり、合計面積は 1,569 m²、申請の理由は農業用施設の建設(追認)、転用の概要は記載のとおりとなっております。 位置図については、1 番、2 番ともに同頁記載となっております。 現地調査については 7 月 22 日(金)山口委員、岩井委員、尾崎委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1、2 の現地確認委員、山口委員どうでしたか。
山口委員	問題ありません。
議長	区分 1、2 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定しま す。 日程 4、議案第 112 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明お願いしま す。</p>
事務局	<p>議案第 112 農地法第 5 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字以久科南 1 筆、地目畑、面積は 546 m²、申請の理由 については農家住宅の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。 位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 7 月 22 日(金)菅野委員、市村委員、星委員 で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	現地確認委員の菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 5、議案第 113 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 113 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号 1、関係の土地については、字来運9筆、地目畑、合計面積は 129,854 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は農地売買支援事業、価格は 27,766 千円、反当り 214 千円となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積は 850 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は経営規模拡大のため譲受する、価格は 65 千円、反当り 76 千円、経営面積は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字三井 3 筆、地目畑、合計面積は 56,322 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得、価格は 6,282 千円、反当り 112 千円、経営面積は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字大栄 6 筆、地目畑、合計面積は 131,618 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得、価格は 26,423 千円、反当り 201 千円、経営面積は記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図については番号 1 から 4 まで 5 頁に記載しております。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	(1)の所有権の移転関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 6、議案第 114 号農業委員会の法令順守の申し合わせについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 114 号農業委員会の法令順守の申し合わせについて下記のとおり決議する。</p> <p>農業委員会の法令順守申し合わせ決議</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも</p>

	<p>多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施すること。 <p>令和 4 年 7 月 25 日、斜里町農業委員会。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで休憩とし、日程 7 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上をもちまして第 24 回斜里町農業委員会総会を終わります。</p>

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 4 年 7 月 25 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員